

令和7年度豊中市介護保険事業者等指導実施方針

1 趣旨

この方針は、「豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱」及び「豊中市介護保険事業者等指導実施要領」に基づき、各年度における重点指導事項等を明確にし、計画的に介護保険施設等に対する指導を実施するために策定する。

2 基本方針

指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、自ら法令等を遵守する事業者の育成をめざし、介護保険施設等の支援及び適正な事業運営やサービスの質の確保並びに保険給付の適正化を図ることを主たる目的とする。

これらの目的に資するため、サービス内容及び介護報酬の請求等に関する事項を介護保険施設等に周知することを基本とし、必要な調査、助言及び指導についてきめ細やかな指導を継続的に実施する。

3 指導の種類

指導の種類は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導
- (2) 運営指導

4 集団指導の対象及び実施方法

- (1) 集団指導は、原則として毎年度の4月1日現在指定又は許可を受けているすべての介護保険施設等を対象とする。

ただし、保険医療機関等において、法第71条の規定により事業者の指定があったとみなされた事業者については、その内容を関係団体等を通じて情報提供することをもって集団指導に代える。

- (2) 集団指導は、指導の対象となる介護保険施設等を一定の場所に招集して講習等の方法により行う。なお、オンライン等の活用による動画の配信等によることができるものとする。
- (3) 招集に際しては、あらかじめ実施日時、場所、指導内容等を定めた上で、原則として実施日の2月前までに介護保険施設等に文書により通知する。オンライン等を活用して実施する場合は、上記に関わらずあらかじめ資料の確認期限を定めて通知するものとする。
- (4) 指導内容は、介護保険法その他省令、告示、通知及び関係法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等とし、その他必要に応じて適宜追加することができる。

ものとする。

5 運営指導の対象及び実施方法

(1) 対象の選定方法等

一般指導、随時指導、合同指導の形態ごとに対象事業者を選定して実施する。

ア 一般指導

(ア) 介護保険施設等の中から、概ね3年から6年に1回の頻度で運営指導が行われるよう計画的に対象事業者を選定する。

(イ) その他、市長が特に一般指導が必要と認める介護保険施設等を対象に実施する。

イ 随時指導

次のいずれかに該当する場合で、特に緊急性の高いものを優先して実施する。なお、実施の決定については、市長がこれを行う。

(ア) 高齢者虐待との関連が疑われる介護保険施設等のうち、運営指導が必要と認められるもの

(イ) その他事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要があり、運営指導が必要と認められるもの

ウ 合同指導

次のいずれかに該当する場合に適宜実施する。

(ア) 複数の都道府県及び市町村で事業者指定又は許可を受けている介護保険施設等のうち、特に、都道府県又は他市町村と合同で行うことが必要と認められるもの

(イ) その他、介護保険施設等のうち、特に、合同指導が必要と認められるもの

(2) 実施方法

ア 運営指導の実施に際しては、あらかじめ運営指導の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、実施場所、準備すべき書類、指導担当者及び介護保険施設等の出席者等を「運営指導実施通知」（以下「指導実施通知」という。）により、当該介護保険施設等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知するものとする。

イ 運営指導の実施に当たって、当該介護保険施設等から事前に書類等の提出を求め必要がある場合は、指導実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。

ウ 運営指導は、原則として2名以上の職員で行う。

エ 運営指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、運営指導の進捗状況により、通知した実施時間を超過することが予想され

る場合は、当該介護保険施設等の同意を得て、実施時間を延長することができる。
なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、運営指導を中断し、その日以降において市長が定める日に、運営指導を再開するものとする。

オ 運営指導は、実施場所において、当該介護保険施設等から事前若しくは当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。

また、指定等の基準に違反する若しくは介護給付費等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について過誤等（以下「指定等の基準に違反する事実等」という。）が確認された場合若しくはその疑いがある場合等で必要なときは、当該介護保険施設等の同意を得て、当該事実を確認する書類等の写しを求めることができる。

6 運営指導における重点指導事項

（１）運営指導における重点指導事項

運営指導については、

- ①高齢者虐待の防止 ②身体的拘束等の原則禁止 ③各サービス計画の作成
- ④衛生管理等 ⑤業務継続計画の策定等 ⑥事故発生時の対応
- ⑦勤務体制の確保等

の7点を令和7年度の重点指導事項とする。

また、7点の重点指導事項の中でも、特に①高齢者虐待の防止 ②身体的拘束等の原則禁止については、これらの事項に違反していることを以って指導を行い、利用者の尊厳保持の観点からも極めて重要な事項であるため、特に、比重を置き「最重点指導事項」として指導を行う。

運営指導における最重点指導事項

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 身体的拘束等の原則禁止

運営指導における重点指導事項

- ① 高齢者虐待の防止 (再掲)
- ② 身体的拘束等の原則禁止 (再掲)
- ③ 各サービス計画の作成
- ④ 衛生管理等
- ⑤ 業務継続計画の策定等
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 勤務体制の確保等

(2) 報酬請求指導における重点指導事項

報酬請求指導については、「報酬基準等に基づいた介護報酬の請求」を令和6年度の重点指導事項とし、報酬基準に基づいた実施体制の確保や各種加算及び減算の考え方に関する指導を実施することにより、保険給付の適正化を図ることができるよう介護保険施設等の支援を行う。

報酬請求指導における重点指導事項
「報酬基準等に基づいた介護報酬の請求」

7 運営指導後の措置

- (1) 運営指導担当者は、運営指導終了後に当日の指導内容等について必要に応じて「運営指導メモ」を作成し、関係者に講評を行う。
- (2) 運営指導終了後において、指定等の基準に違反する事実等について、当該サービス事業者等から報告又は説明を求める場合にあっては、日時を定めて、管理者等の出頭を求める。
- (3) 運営指導の結果については、「運営指導の結果について」（以下「指導結果通知」という。）により、当該介護保険施設等に対して、通知する。
- (4) 運営指導の結果、改善を要する事項が見受けられる場合は、指導結果通知において、改善を要する事項等を明示する。また、当該介護保険施設等は、市長の定める日までに「運営指導改善報告書」（以下「指導改善報告書」という。）を市長に提出することにより、その改善の状況を報告する。
- (5) 運営指導の結果、介護報酬請求に関して過誤が確認された場合は、当該事例のほか、すべての事例について自主点検を行うよう当該介護保険施設等に指導するとともに、過誤調整を行うように指導する。
- (6) (5) の指導は、(3) で規定する指導結果通知において行う。また、当該介護保険施設等は、市長の定める日までに(4)に規定する指導改善報告書を市長に提出することにより、自主点検の結果及び過誤調整の額等を報告する。
- (7) 改善等の指導を行った事項について、介護保険施設等が、(4)(6)に規定する市長の定める日を経過したにもかかわらず正当な理由なく改善を行わない場合若しくは改善に係る報告を行わない場合又は過誤調整を行わない場合は速やかに監査を実施する。